

法定外予防接種の実施に係る岩倉市予防接種事故災害補償要領

(趣旨)

第1条 この要領は、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度のⅢ型に加入することに伴い、岩倉市（以下「甲」という。）が、法定外の予防接種で、自らの行政措置として実施する予防接種にかかる事故の災害補償について定める。

(補償の対象)

第2条 甲は、自己が次条に定める予防接種を行うことにより、第4条に定める補償対象者に身体障害（死亡若しくは予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）別表第2に定める障害に限る。）が発生した場合（この要領の実施後に発見された場合に限る。）において、当該補償対象者に対し、この要領に従い第5条に定める補償を行う。

(対象となる予防接種)

第3条 前条で定める補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種で、甲が自らの行政措置として自ら行う全てのものとする。ただし、平成22年1月26日以後に実施したものに限る。

- 2 甲が委託契約に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、前項に定める甲が自ら行う予防接種とみなす。
- 3 甲が他の市町村より委託契約書に基づき委託を受けて行う予防接種は、第1項に規定する自ら行う予防接種とはみなさない。

(補償対象者)

第4条 この要領により甲が補償を行う者は、前条の予防接種を受けた全ての者とする。

- 2 甲は、前項に定める補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

(補償基準及び補償金額)

第5条 甲は、次の補償基準及び補償金額に基づき補償を行う。

- (1) 補償基準 補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内に死亡若しくは予防接種法施行令別表第2に定める障害を被った場合に限る。ただし、補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内に障害の限度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の判断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。
- (2) 補償金額 死亡の場合の補償金（以下「死亡補償金」という。）及び障害の場合の補償金（以下「障害補償金」という。）については、予防接種法施行令を改正する政令が公布され、予防接種事故による給付金額が変

更された場合は、その変更内容に基づくものとする。ただし、甲は死亡補償金及び障害補償金を重複しては給付しない。

(損害賠償の免責)

第6条 甲は、この要領による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責を免れる。

(準用規定)

第7条 この要領に定めていない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」及び「全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書」の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成22年12月28日から施行し、平成22年11月26日より適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。